

合併・分割・事業譲渡等の場合における申請種別等のたたき台

別紙2－1

※申請事由、事由の例、申請者、申請前の有資格者、国の申請種別・必要書類については、国の物品・役務等の統一資格に係る「申請書記入要項」(令和3年11月版)を参考に作成
 ※たたき台の必要書類については、取消申請時以外の必要書類を記載している。(取消申請時の必要書類については、別紙3－1で検討)
 ※営業所に入札・契約権限を委任しており、委任状の記載内容に変更が生じる場合は、「委任状(入札・契約等に関する権限の委任)」についても提出が必要
 ※代理人(行政書士)に申請を依頼する場合は、「委任状(行政書士への申請の委任)」についても提出が必要

申請事由		事由の例	申請者	申請前の 有資格者	たたき台		国（全庁庁統一資格）		愛知県（格付なし）		滋賀県（格付なし）		千葉市（格付なし）	
					申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類
合併	新設合併	有資格のA社とB社が合併し、C社を新設する場合（A社、B社が消滅会社となる場合）	A社、B社、C社	A社、B社	C社の新規申請 A・B社の取消申請	○ 新規申請時の必要書類（共通必要書類である「履歴事項全部証明書」、選択必要書類である「納税証明書」等を含む。以下同じ。） ○ 合併契約書の写し <申請先の地方公共団体が財務諸表（選択必要書類）の提出を求めている場合> ○ 財務諸表（1年分） ・合併手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・合併手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している合併前の関係各社の決算（申請時直前のもの）にかかるもの。 ○ 合併特別紙明細表（以下同じ。）（記載内容） <新設合併の場合> ・新設会社の払込資本金 ・増減会社①の純資産合計－資本金 ・消滅会社②の純資産合計－資本金 ・新設会社の自己資本額の合計（上記3つの合計） <吸収合併の場合> ・存続会社（合併前）の払込資本金 ・存続会社（合併後）の払込資本金 ・存続会社（合併前）の純資産の合計 ・消滅会社の自己資本合計－資本金 ・存続会社（合併後）の自己資本額の合計※ ※「存続会社の合併後自己資本額」＝「存続会社の純資産の合計」＋「消滅会社の自己資本合計－資本金」	C社の新規申請 A・B社は資格の取消届	C社の新規申請 A・B社は廃業届	通常の新規申請の書類	C社の新規申請 A・B社は抹消届	通常の新規申請の書類	C社の随時申請（新規） A・B社は取消申請	通常の新規申請の書類 入札参加資格承継審査申請書 営業の一切が移転したことを示す書類（例：履歴事項全部証明書、事業分割や吸収合併等に係る契約書、株主総会の議事録等（以下、同様））	
	吸収合併①	無資格のA社が有資格のB社を吸収合併して新たに資格を取る場合（B社は消滅会社となる場合）	A社、B社	B社	A社の新規申請 B社の取消申請	<新設合併の場合> ・新設会社の払込資本金 ・増減会社①の純資産合計－資本金 ・消滅会社②の純資産合計－資本金 ・新設会社の自己資本額の合計（上記3つの合計） <吸収合併の場合> ・存続会社（合併前）の払込資本金 ・存続会社（合併後）の払込資本金 ・存続会社（合併前）の純資産の合計 ・消滅会社の自己資本合計－資本金 ・存続会社（合併後）の自己資本額の合計※ ※「存続会社の合併後自己資本額」＝「存続会社の純資産の合計」＋「消滅会社の自己資本合計－資本金」	A社の新規申請 B社は資格の取消届	A社の新規申請 B社は廃業届	通常の新規申請の書類	A社の新規申請 B社は抹消届	通常の新規申請の書類	A社の随時申請（新規） B社は取消申請	通常の新規申請の書類 入札参加資格承継審査申請書 営業の一切が移転したことを示す書類	
	吸収合併②	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併して、A社の等級に変動がある場合（B社は消滅会社となる場合）	A社、B社	A社、B社	A社の変更申請 B社の取消申請	○ 変更申請時の必要書類（地方公共団体が選択変更申請項目として設定している申請項目に対応する書類。以下同じ。） ○ 履歴事項全部証明書 ○ 合併契約書の写し <申請先の地方公共団体が変更申請時に財務諸表（選択変更必要書類）の提出を求めている場合> ○ 財務諸表（1年分） ・合併手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・合併手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している合併前の関係各社の決算（申請時直前のもの）にかかるもの。 ○ 合併特別紙明細表	A社の更新申請 B社は資格の取消届	A社は申請不要 B社は廃業届	－	A社は申請不要 B社は抹消届	－	A社は申請不要 B社は取消申請	－	
	吸収合併③	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併しても、等級の変動がなく、住所・商号又は名称等に変更がある場合（B社は消滅会社となる場合）	A社、B社	A社、B社	A社の変更申請 B社の取消申請	○ 申請者の登記事項証明書【写】 ②資格審査結果通知書【写】（申請者が有資格者である場合） ③委任状（代理人申請時）	A社の変更申請 B社は資格の取消届	A社の変更申請 B社の廃業届	履歴事項全部証明書【写】	A社の変更申請 B社の抹消届	登記事項証明書（発行後3ヶ月以内） 写し可 委任状（様式第5号）（取引に係る権限を営業所長等に委任している場合は必要）	A社の変更申請 B社の取消申請	通常の変更申請の書類	
	吸収合併④	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併しても、等級の変動がなく、住所・商号又は名称等に変更がない場合（B社は消滅会社となる場合）	A社、B社	A社、B社	A社は申請不要 B社の取消申請	－	A社は申請不要 B社は資格の取消届	－	A社は申請不要 B社は廃業届	－	A社は申請不要 B社は抹消届	－	A社は申請不要 B社は取消申請	－
分割	新設分割	無資格のD社がE社とF社に新設分割され、新設するE社にD社の一部事業が引き継がれる場合	E社	－	E社の新規申請	○ 新規申請時の必要書類 ○ 分割契約書の写し <申請先の地方公共団体が財務諸表（選択必要書類）の提出を求めている場合> ○ 財務諸表（1年分） ・分割手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・分割手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している分割前の関係各社の決算（申請時直前のもの）にかかるもの。	E社の新規申請	E社の新規申請	通常の新規申請の書類	E社の新規申請	通常の新規申請の書類	E社の随時申請（新規）	通常の新規申請の書類 入札参加資格承継審査申請書及び営業の一切が移転したことを示す書類	
	新設分割又は 吸収分割	有資格のD社がE社とF社の2社に新設分割又は吸収分割され（D社は分割後も存続）、D社の等級に変動がある場合	D社	D社	D社の変更申請	○ 申請者の登記事項証明書【写】 ②分社後の複数社分の納税証明書（その3の3）【写】 ③資格審査結果通知書【写】（分社に関係する会社が有資格者である場合） ④申請者の分社直前確定決算の財務諸表（1年分） ⑤分割契約書又は分割計画書 ⑥委任状（代理人申請時）	D社の更新申請	D社は申請不要	－	D社は申請不要	－	D社は申請不要	－	
	吸収分割①	無資格のD社が有資格のE社とF社に吸収分割され、E社にD社の事業が引き継がれ、E社の等級に変動がある場合	E社	E社	E社の変更申請	○ 変更申請時の必要書類 ○ 履歴事項全部証明書 ○ 分割契約書の写し <申請先の地方公共団体が変更申請時に財務諸表（選択変更必要書類）の提出を求めている場合> ○ 財務諸表（1年分） ・分割手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・分割手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している分割前の関係各社の決算（申請時直前のもの）にかかるもの。	E社の更新申請	E社は申請不要	－	E社は申請不要	－	E社は申請不要	－	
	吸収分割②	有資格のD社がE社とF社に分割され（D社は分割後も存続）、D社の等級は変わらないが、住所・商号又は名称等に変更がある場合。	D社	D社	D社の変更申請	○ 申請者の登記事項証明書【写】 ②資格審査結果通知書【写】（分社に関係する会社が有資格者である場合） ③委任状（代理人申請時）	D社の変更申請	D社の変更申請	履歴事項全部証明書【写】	D社の変更申請	登記事項証明書（発行後3ヶ月以内） 写し可 委任状（様式第5号）（取引に係る権限を営業所長等に委任している場合は必要）	D社の変更申請	通常の変更申請の書類	
	吸収分割③	有資格のD社がE社とF社に分割され（D社は分割後も存続）、D社の等級は変わらず、住所・商号又は名称等にも変更がない場合	－	D社	D社は申請不要	－	D社は申請不要	－	D社は申請不要	－	D社は申請不要	－	D社は申請不要	－

申請事由		事由の例	申請者	申請前の 有資格者	たたき台		国(全省庁統一資格)		愛知県(格付なし)		滋賀県(格付なし)		千葉市(格付なし)	
					申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類
事業譲渡	事業譲渡①	無資格のG社の事業が無資格のH社に事業譲渡され、H社が新規に資格取得する場合	H社	—	H社の新規申請	○ 新規申請時の必要書類 ○ 事業譲渡契約書の写し <申請先の地方公共団体が財務諸表(選択必要書類)の提出を求めている場合> ○ 財務諸表(1年分) ・事業譲渡手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・事業譲渡手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している事業譲渡前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。	H社の新規申請	①申請者の登記事項証明書【写】 ②申請者の納税証明書(その3の3)【写】 ③資格審査結果通知書【写】(事業譲渡に関係する会社が有資格者である場合) ④申請者の事業譲渡前確定決算の財務諸表(1年分) ⑤事業譲渡契約書 ⑥委任状(代理人申請時)	H社の新規申請	通常の新規申請の書類	H社の新規申請	通常の新規申請の書類	H社の随時申請(新規)	通常の新規申請の書類 入札参加資格承継審査申請書 営業の一切が移転したことを示す書類
	事業譲渡②	無資格のG社の事業が有資格のH社に事業譲渡され、H社の等級が変わる場合	H社	H社	H社の変更申請	○ 変更申請時の必要書類 ○ 履歴事項全部証明書 ○ 事業譲渡契約書の写し <申請先の地方公共団体が変更申請時に財務諸表(選択変更必要書類)の提出を求めている場合> ○ 財務諸表(1年分) ・事業譲渡手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・事業譲渡手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している事業譲渡前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。	H社の更新申請	H社は申請不要	—	H社は申請不要	—	H社は申請不要	—	
	事業譲渡③	有資格のG社の事業が有資格のH社に事業譲渡され、H社の等級は変わらず、住所・商号又は名称等に変更がある場合	H社	G社、H社	H社の変更申請		H社の変更申請	①申請者の登記事項証明書【写】 ②資格審査結果通知書【写】(事業譲渡に関係する会社が有資格者である場合) ③委任状(代理人申請時)	H社の変更申請	履歴事項全部証明書【写】	H社の変更申請	登記事項証明書(発行後3ヶ月以内)写し可 委任状(様式第5号)(取引に係る権限を営業所長等に委任している場合は必要)	H社の変更申請	H社は通常の変更申請の書類
	事業譲渡④	有資格のG社の事業が有資格のH社に事業譲渡され、H社の等級は変わらず、住所・商号又は名称等にも変更がない場合	—	G社、H社	H社は申請不要	—	H社は申請不要	—	H社は申請不要	—	H社は申請不要	—	H社は変更不要	—
個人事業主が法人化する場合(個人→法人)		有資格の個人事業主K商店が法人化し、J社となる場合(個人の代表者と法人成りした代表者が同じ場合のみ対象)	J社、K商店	K商店	J社の新規申請 K商店の取消申請	○ 新規申請時の必要書類	J社の更新申請 (業者コードを引き継ぐ更新申請となる)	①申請者の登記事項証明書【写】 ②申請者の納税証明書(その3の3)【写】及び個人事業主の納税証明書(その3の2)【写】 ③個人事業主の財務諸表(1年分) (所得税青色申告決算書、又は所得税確定申告書B票) ④委任状(代理人申請時)	J社の新規申請 K商店の廃業届	通常の新規申請の書類	J社の新規申請 K商店の抹消届	通常の新規申請の書類	J社の新規申請 K商店の取消申請	通常の新規申請の書類 入札参加資格承継審査申請書 営業の一切が移転したことを示す書類
法人が個人事業化する場合(法人→個人)		有資格のM社が個人事業主L商店となる場合	M社、L商店	M社	L商店の新規申請 M社の取消申請	○ 新規申請時の必要書類	L商店の新規申請 M社の資格の取消届	通常の新規申請の書類	L商店の新規申請 M社の廃業届	通常の新規申請の書類	L商店の新規申請 M社の抹消届	通常の新規申請の書類	L商店の随時申請(新規) M社の取消申請	通常の新規申請の書類
その他の法人格の変動(①公益法人⇄株式会社、②組合⇄株式会社、③公益社団法人⇄組合等)		有資格のO社の法人格が変わる際に、住所、商号又は名称、代表者氏名、競争参加を希望する地域・営業所、希望する資格の種類(営業品目)以外に変動がある場合	O社	O社	<法人番号が変わる場合> 新法人O社の新規申請 旧法人O社の取消申請 <法人番号が変わらない場合> O社の変更申請	<法人番号が変わる場合> ○ 新規申請時の必要書類 <法人番号が変わらない場合> ○ 変更申請時の必要書類 ○ 履歴事項全部証明書	O社の更新申請	通常の変更申請の書類	<法人番号が変わる場合> 新法人O社の新規申請 旧法人O社の廃業届 <法人番号が変わらない場合> O社の変更申請	<法人番号が変わる場合> 通常の新規申請の書類 <法人番号が変わらない場合> 履歴事項全部証明書【写】	<法人番号が変わる場合> 新法人O社の新規申請 旧法人O社の廃業届 <法人番号が変わらない場合> O社の変更申請	<法人番号が変わる場合> 通常の新規申請の書類 <法人番号が変わらない場合> 登記事項証明書(発行後3ヶ月以内)写し可 委任状(様式第5号)(取引に係る権限を営業所長等に委任している場合は必要)	<有限会社→株式会社> O社の変更申請 <それ以外> 新法人O社の随時申請(新規) 旧法人O社の取消申請	<有限会社→株式会社> 通常の変更申請の書類 <それ以外> 通常の新規申請の書類

合併・分割・事業譲渡等の場合における申請種別等のたたき台

※申請事由、事由の例、申請者、申請前の有資格者、国の申請種別・必要書類については、国の物品・役務等の統一資格に係る「申請書記入要項」(令和3年11月版)を参考に作成
※たたき台の必要書類については、取消申請時以外の必要書類を記載している。(取消申請時の必要書類については、別紙3-1で検討)
※営業所に入札・契約権限を委任しており、委任状の記載内容に変更が生じる場合は、「委任状(入札・契約等に関する権限の委任)」についても提出が必要
※代理人(行政書士)に申請を依頼する場合は、「委任状(行政書士への申請の委任)」についても提出が必要

申請事由			事由の例		申請者	申請前の有資格者	たたき台		盛岡市		町田市		粕屋町(格付なし)		山梨県市町村総合事務組合(格付なし)		備考・論点
							申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	
合併	新設合併	有資格のA社とB社が合併し、C社を新設する場合(A社、B社が消滅会社となる場合)	A社、B社、C社	A社、B社	C社の新規申請 A・B社の取消申請	○ 新規申請時の必要書類(共通必要書類である「履歴事項全部証明書」、選択必要書類である「納税証明書」等を含む。以下同じ。) ○ 合併契約書の写し ＜申請先の地方公共団体が財務諸表(選択必要書類)の提出を求めている場合＞ ○ 財務諸表(1年分) ・合併手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・合併手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している合併前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。 ○ 合併特別紙明細表(以下同じ。)(記載内容) ・新設会社の場合 ・新設会社の払込資本金 ・消滅会社①の純資産合計－資本金 ・消滅会社②の純資産合計－資本金 ・新設会社の自己資本額の合計(上記3つの合計) ＜吸収合併の場合＞ ・存続会社(合併前)の払込資本金 ・存続会社(合併後)の払込資本金 ・存続会社(合併前)の純資産の合計 ・消滅会社の自己資本合計－資本金 ・存続会社(合併後)の自己資本額の合計※ ※「存続会社の合併後自己資本額」＝「存続会社の純資産の合計」＋「消滅会社の自己資本合計－資本金」	C社の新規申請 A・B社は申請不要	物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写) 印鑑証明書 合併契約書(写) その他新規申請に伴う書類一式	C社の新規申請 A・B社は取消申請	企業再編等現況届 履歴事項全部証明書〔正本〕 財務諸表 ・企業再編後手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・企業再編後手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している企業再編前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。 納税証明書〔正本〕又は電子納税証明書(PDF形式)を印刷したもの 合併契約書(写し)	A社の新規申請 B社は廃業届	通常の新規申請の書類 合併契約書の写し	C社の変更申請【組織変更等】	入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 合併契約書(写) 株主総会議事録(写) 新規申請に伴う書類一式	「吸収合併②」の場合、構成員の多くは「納税証明書」を求めているところ、「納税証明書」(町田市が設定)を求める必要性についてどのように考えるか。 格付の有無や格付の方法・公表の方法は、地方公共団体ごとに異なることから、合併後に等級の変動があるかどうかは、事業者にとって、必ずしも明らかでないものと考えられる。これを踏まえ、等級の変動の有無に関わらず、変更申請が必要な項目に変更が生じた場合には、格付に関する項目・必要書類(財務諸表等)を含めて、変更申請を求めることが考えられるか。 ※この場合、事由の例については、等級の変動の有無を区別しないものと再構成するか。 「合併特別紙明細表」(国が設定)については、合併による自己資本額の変動を明らかにし、合併後の自己資本額の合計の審査を容易にするために提出を求めているところ、この必要性についてどのように考えるか。 「合併契約書」と「株主総会議事録」(山梨県市町村総合事務組合が設定)はどちらも提出が必要か。「合併契約書」のみで足りるか。		
	吸収合併①	無資格のA社が有資格のB社を吸収合併して新たに資格を取る場合(B社は消滅会社となる場合)	A社、B社	B社	A社の新規申請 B社の取消申請	＜新設合併の場合＞ ・新設会社の払込資本金 ・消滅会社①の純資産合計－資本金 ・消滅会社②の純資産合計－資本金 ・新設会社の自己資本額の合計(上記3つの合計) ＜吸収合併の場合＞ ・存続会社(合併前)の払込資本金 ・存続会社(合併後)の払込資本金 ・存続会社(合併前)の純資産の合計 ・消滅会社の自己資本合計－資本金 ・存続会社(合併後)の自己資本額の合計※ ※「存続会社の合併後自己資本額」＝「存続会社の純資産の合計」＋「消滅会社の自己資本合計－資本金」	A社の新規申請 B社は申請不要	物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写) 印鑑証明書 合併契約書(写) その他新規申請に伴う書類一式	A社の新規申請 B社は取消申請	納税証明書〔正本〕又は電子納税証明書(PDF形式)を印刷したもの 合併契約書(写し)	A社の新規申請 B社は廃業届	通常の新規申請の書類 合併契約書の写し	A社の変更申請【組織変更等】	入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 合併契約書(写) 株主総会議事録(写) 新規申請に伴う書類一式			
	吸収合併②	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併して、A社の等級に変動がある場合(B社は消滅会社となる場合)	A社、B社	A社、B社	A社の変更申請 B社の取消申請	○ 変更申請時の必要書類(地方公共団体が選択変更申請項目として設定している申請項目に対応する書類。以下同じ。) ○ 履歴事項全部証明書 ○ 合併契約書の写し ＜申請先の地方公共団体が変更申請時に財務諸表(選択変更必要書類)の提出を求めている場合＞ ○ 財務諸表(1年分) ・合併手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・合併手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している合併前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。 ○ 合併特別紙明細表	A社の変更申請 又は B社の変更申請(取消)	競争入札参加資格審査申請書変更届 合併契約書(写) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写)	A社の変更・継続申請 B社は取消申請	＜変更申請＞ 通常の変更申請の書類 企業再編等現況届 ＜継続申請＞ 企業再編等現況届 履歴事項全部証明書〔正本〕 財務諸表 ・企業再編後手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・企業再編後手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している企業再編前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。 納税証明書〔正本〕又は電子納税証明書(PDF形式)を印刷したもの 合併契約書(写し)	A社は申請不要 B社は廃業届	—	A社の変更申請【組織変更等】	入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 合併契約書(写) 株主総会議事録(写) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写)			
	吸収合併③	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併しても、等級の変動がなく、住所・商号又は名称等に変更がある場合(B社は消滅会社となる場合)	A社、B社	A社、B社	A社の変更申請 B社の取消申請	○ 変更申請時の必要書類(地方公共団体が選択変更申請項目として設定している申請項目に対応する書類。以下同じ。) ○ 履歴事項全部証明書 ○ 合併契約書の写し ＜申請先の地方公共団体が変更申請時に財務諸表(選択変更必要書類)の提出を求めている場合＞ ○ 財務諸表(1年分) ・合併手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・合併手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している合併前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。 ○ 合併特別紙明細表	A社の変更申請 又は B社の変更申請(取消)	A社は通常の変更申請の書類	A社の変更申請 B社の取消申請	通常の変更申請の書類 企業再編等現況届	A社の変更申請 B社は廃業届	通常の変更申請の書類	A社の変更申請【組織変更等】	入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 合併契約書(写) 株主総会議事録(写) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写)			
	吸収合併④	有資格のA社が有資格のB社を吸収合併しても、等級の変動がなく、住所・商号又は名称等に変更がない場合(B社は消滅会社となる場合)	A社、B社	A社、B社	A社は申請不要 B社の取消申請	—	A社の変更申請 又は B社の変更申請(取消)	競争入札参加資格審査申請書変更届 合併契約書(写) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写)	A社は申請不要 B社は取消申請	—	A社は申請不要 B社は廃業届	—	A社の変更申請【組織変更等】	入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 合併契約書(写) 株主総会議事録(写) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写)			
分割	新設分割	無資格のD社がE社とF社に新設分割され、新設するE社にD社の一部事業が引き継がれる場合	E社	—	E社の新規申請	○ 新規申請時の必要書類 ○ 分割契約書の写し ＜申請先の地方公共団体が財務諸表(選択必要書類)の提出を求めている場合＞ ○ 財務諸表(1年分) ・分割手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・分割手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している分割前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。	E社は申請不要	—	E社の新規申請	—	E社の新規申請	通常の新規申請の書類 分割契約書の写し	定期審査又は中間審査でのみ受付(変更申請では受付しない)	入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 分割契約書(写) 株主総会議事録(写) 新規申請に伴う書類一式	「新設分割又は吸収分割」、「吸収分割①」及び「吸収分割②」の場合、構成員の多くは、「納税証明書」を求めているところ、「納税証明書」(町田市が設定)を求める必要性についてどのように考えるか。 格付の有無や格付の方法・公表の方法は、地方公共団体ごとに異なることから、分割後に等級の変動があるかどうかは、事業者にとって、必ずしも明らかでないものと考えられる。これを踏まえ、等級の変動の有無に関わらず、変更申請が必要な項目に変更が生じた場合には、格付に関する項目・必要書類(財務諸表等)を含めて、変更申請を求めることが考えられるか。 ※この場合、事由の例については、等級の変動の有無を区別しないものと再構成するか。 「分割契約書」、「株主総会議事録」(山梨県市町村総合事務組合が設定)、「分割内容(比率・対象業務)」を証明するもの(町田市が設定)は、いずれも提出が必要か。「分割契約書」のみで足りるか。		
	新設分割又は吸収分割	有資格のD社がE社とF社の2社に新設分割又は吸収分割され(D社は分割後も存続)、D社の等級に変動がある場合	D社	D社	D社の変更申請	○ 変更申請時の必要書類 ○ 履歴事項全部証明書 ○ 分割契約書の写し ＜申請先の地方公共団体が変更申請時に財務諸表(選択変更必要書類)の提出を求めている場合＞ ○ 財務諸表(1年分) ・分割手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・分割手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している分割前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。	D社は申請不要	—	D社の継続申請	＜新規申請・継続申請の場合＞ 企業再編等現況届 履歴事項全部証明書〔正本〕 財務諸表 ・企業再編後手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・企業再編後手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している企業再編前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。 納税証明書〔正本〕又は電子納税証明書(PDF形式)を印刷したもの 分割内容(比率、対象業務等)を証明するもの	D社は申請不要	—	D社は申請不要	—			
	吸収分割①	無資格のD社が有資格のE社とF社に吸収分割され、E社にD社の事業が引き継がれ、E社の等級に変動がある場合	E社	E社	E社の変更申請	○ 変更申請時の必要書類 ○ 履歴事項全部証明書 ○ 分割契約書の写し ＜申請先の地方公共団体が変更申請時に財務諸表(選択変更必要書類)の提出を求めている場合＞ ○ 財務諸表(1年分) ・分割手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・分割手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している分割前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。	E社は申請不要	—	E社の継続申請	—	E社は申請不要	—	E社は申請不要	—			
	吸収分割②	有資格のD社がE社とF社に分割され(D社は分割後も存続)、D社の等級は変わらないが、住所・商号又は名称等に変更がある場合。	D社	D社	D社の変更申請	—	D社の継続申請	①競争入札参加資格審査申請書変更届 ②分割契約書(写) ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写) ④商号・住所・印鑑に変更が生じる場合は印鑑証明書	D社の変更申請	通常の変更申請の書類 企業再編等現況届	D社の変更申請	通常の変更申請の書類 吸収分割契約書や分割契約書等の写し	D社の変更申請【本社(店)情報】	①使用印鑑届 ②印鑑証明書(写) ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写)			
	吸収分割③	有資格のD社がE社とF社に分割され(D社は分割後も存続)、D社の等級は変わらず、住所・商号又は名称等にも変更がない場合	—	D社	D社は申請不要	—	D社の継続申請	①競争入札参加資格審査申請書変更届 ②分割契約書(写) ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写) ④商号・住所・印鑑に変更が生じる場合は印鑑証明書	D社は申請不要	—	D社は申請不要	—	D社は申請不要	—			

申請事由		事由の例	申請者	申請前の 有資格者	たたき台		盛岡市		町田市		粕屋町(格付なし)		山梨県市町村総合事務組合(格付なし)		備考・論点
					申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	申請種別	必要書類	
事業譲渡	事業譲渡①	無資格のG社の事業が無資格のH社に事業譲渡され、H社が新規に資格取得する場合	H社	—	H社の新規申請	○ 新規申請時の必要書類 ○ 事業譲渡契約書の写し <申請先の地方公共団体が財務諸表(選択必要書類)の提出を求めている場合> ○ 財務諸表(1年分) ・事業譲渡手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・事業譲渡手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している事業譲渡前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。	H社は申請不要 G社、H社双方とも資格者でない場合は、変更が生じても新たに資格者とはならないため申請不要	—	H社の新規申請	<新規申請・継続申請の場合> 企業再編等現況届 履歴事項全部証明書〔正本〕 財務諸表 ・企業再編後手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・企業再編後手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している企業再編前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。 納税証明書〔正本〕又は電子納税証明書(PDF形式)を印刷したもの 事業譲渡契約書(写し) 事業譲渡内容(比率、対象業務等)を証明するもの	H社の新規申請	通常の新規申請の書類 事業譲渡契約書の写し	H社の変更申請【組織変更等】	①入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 ②事業譲渡契約書(写) ③株主総会議事録(写) ④新規申請に伴う書類一式	「事業譲渡①」及び「事業譲渡②」の場合、構成員の多くは「納税証明書」を求めているところ、「納税証明書」(町田市が設定)を求める必要性についてどのように考えるか。 格付の有無や格付の方法・公表の方法は、地方公共団体ごとに異なることから、事業譲渡後に等級の変動があるかどうかは、事業者にとって、必ずしも明らかでないものと考えられる。これを踏まえ、等級の変動の有無に関わらず、変更申請が必要な項目に変更が生じた場合には、格付に関する項目・必要書類(財務諸表等)を含めて、変更申請を求めることが考えられるか。 ※この場合、事由の例については、等級の変動の有無を区別しないものと再構成するか。
	事業譲渡②	無資格のG社の事業が有資格のH社に事業譲渡され、H社の等級が変わる場合	H社	H社	H社の変更申請	○ 変更申請時の必要書類 ○ 履歴事項全部証明書 ○ 事業譲渡契約書の写し <申請先の地方公共団体が変更申請時に財務諸表(選択変更必要書類)の提出を求めている場合> ○ 財務諸表(1年分) ・事業譲渡手続きが終了している決算がある場合は当該決算にかかるもの。 ・事業譲渡手続きが終了している決算がない場合は、手続きが終了している事業譲渡前の関係各社の決算(申請時直前のもの)にかかるもの。	H社は申請不要	—	H社の継続申請	H社は申請不要	—	H社の変更申請【組織変更等】	①入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 ②事業譲渡契約書(写) ③株主総会議事録(写) ④譲渡に伴う許可の変更書類(写)	「事業譲渡契約書」、「株主総会議事録」(山梨県市町村総合事務組合が設定)、「事業譲渡内容(比率、対象業務等)」を証明するもの(町田市が設定)はいずれも提出が必要か。事業譲渡契約書のみで足りるか。 「譲渡に伴う許可の変更書類」(山梨県市町村総合事務組合)については、変更申請時の必要書類(選択必要書類)に含まれる。	
	事業譲渡③	有資格のG社の事業が有資格のH社に事業譲渡され、H社の等級は変わらず、住所・商号又は名称等に変更がある場合	H社	G社、H社	H社の変更申請		H社の変更申請	①競争入札参加資格審査申請書変更届 ②事業譲渡契約書(写) ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写) ④商号・住所・印鑑に変更が生じる場合は印鑑証明書	H社の変更申請	通常の変更申請の書類 企業再編等現況届	H社の変更申請	通常の変更申請の書類 事業譲渡契約書の写し	H社の変更申請【組織変更等】	①入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 ②事業譲渡契約書(写) ③株主総会議事録(写) ④譲渡に伴う許可の変更書類(写)	
	事業譲渡④	有資格のG社の事業が有資格のH社に事業譲渡され、H社の等級は変わらず、住所・商号又は名称等にも変更がない場合	—	G社、H社	H社は申請不要	—	G社が持つ資格に関連する事業が事業譲渡される場合、G社が存続する場合 G社またはH社からの変更申請、G社がもつ全ての事業をH社が事業譲渡される場合はH社の変更申請	①競争入札参加資格審査申請書変更届 ②事業譲渡契約書(写) ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写) ④商号・住所・印鑑に変更が生じる場合は印鑑証明書	H社は申請不要	—	H社は申請不要	—	H社の変更申請【組織変更等】	—	
個人事業主が法人化する場合(個人→法人)		有資格の個人事業主K商店が法人化し、J社となる場合(個人の代表者と法人成りした代表者が同じ場合のみ対象)	J社、K商店	K商店	J社の新規申請 K商店の取消申請	○ 新規申請時の必要書類	J社の新規申請	通常の新規申請の書類	K商店の変更申請又はJ社の新規申請(決算月を変更する場合は、新規申請) K商店の取消申請(新規申請の場合)	K商店は通常の変更申請の書類又はJ社の通常の新規申請の書類	J社の新規申請 K商店の廃業届	通常の新規申請の書類	J社の変更申請【組織変更等】	①入札参加資格審査申請内容変更申請書【組織変更等】 ②新規申請に伴う書類一式	個人事業主が法人成りした場合の法人成り前の個人事業主としての納税証明書の提出の必要性についてどのように考えるか。
法人が個人事業化する場合(法人→個人)		有資格のM社が個人事業主L商店となる場合	M社、L商店	M社	L商店の新規申請 M社の取消申請	○ 新規申請時の必要書類	L商店の新規申請	通常の新規申請の書類	<決算月を変更しない場合> L商店の変更申請 <決算月を変更する場合> L商店の新規申請 M社の取消申請(新規申請の場合)	<決算月を変更しない場合> 通常の変更申請の書類 <決算月を変更する場合> L商店の新規申請 M社の取消申請(新規申請の場合)	L商店の新規申請 M社の廃業届	通常の新規申請の書類	L商店の変更申請【組織変更等】	①入札参加資格審査申請内容変更申請書【取下げ申請】 ②解散登記又は清算終了登記(写) ③許可等廃止届(写)	構成員の多くは、「解散登記」又は「清算終了登記」を求めているところ、「解散登記」又は「清算終了登記」(山梨県市町村総合事務組合が設定)を求める必要性について、どのように考えるか。
その他の法人格の変動(①公益法人⇄株式会社、②組合⇄株式会社、③公益社団法人⇄組合等)		有資格のO社の法人格が変わる際に、住所、商号又は名称、代表者氏名、競争参加を希望する地域・営業所、希望する資格の種類(営業品目)以外に変動がある場合	O社	O社	<法人番号が変わる場合> 新法人O社の新規申請 旧法人O社の取消申請 <法人番号が変わらない場合> O社の変更申請	<法人番号が変わる場合> ○ 新規申請時の必要書類 <法人番号が変わらない場合> ○ 変更申請時の必要書類 ○ 履歴事項全部証明書	O社の変更申請	通常の変更申請の書類	<法人番号が変わる場合> 新法人O社の新規申請 旧法人O社の取消申請 <法人番号が変わらない場合> O社の変更申請	<法人番号が変わる場合> 通常の新規申請の書類 <法人番号が変わらない場合> 通常の変更申請の書類	O社の変更申請	通常の変更申請の書類	O社の変更申請【本社(店)情報】	①使用印鑑届 ②印鑑証明書(写) ③登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写)	—